

## 条例の点検・見直しシート

条例の題名		作成年月日	
三重県モーターボート及びヨット事故防止条例		平成24年6月29日	
条例番号		公布日	
昭和49年三重県条例第5号		昭和49年3月29日	
所管部局課		直近改正日	
環境生活部交通安全・消費生活課		平成16年10月19日	
所管部局課		電話番号	
環境生活部交通安全・消費生活課		059-224-2410	
条例の概要			条例の 類型
モーターボート及びヨットの航行によつて発生する事故を防止し、海面の利用者の生命、身体及び財産の安全を図るため、必要な事項を定めるものである。			規制型
視点	項 目	回 答	検 討 内 容
必要性	条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当性を有している。	はい	モーターボート及びヨットの海難事故を防止するため、操縦者が遵守すべき事項等を定めるものであり、条例の目的は現在においても妥当性を有している。
	条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認められる。	はい	
	条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。	はい	
	規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。	はい	海面の利用者の生命、身体及び財産の安全を図るために必要十分な規制である。
	条例以外の手段で目的を達成する方法はない（規則、要綱等で規定する余地はない。）。	はい	当条例は、義務を課し、又は権利を制限する内容を含んでおり、条例以外の手段で目的を達成する方法はない。
適法性	根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。	該当なし	
	憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれはない（近年の判例動向に適合している。）。	はい	
	条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違いはない。	はい	
有効性	条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。	はい	
	条例の目的は、県民カビジョン等と整合している。	はい	
	条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けたことはない。	はい	
	条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が認められる。	はい	
効率性	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であつて、廃止すべき規定はない。	はい	県民の生命及び財産に対する危害の発生を未然に防止するために必要な規制であると認められ、廃止すべき規定はない。
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であつて、追加すべき規定はない。	はい	県民の生命及び財産に対する危害の発生を未然に防止するために十分な規制であると認められ、追加すべき規定はない。
	関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段との重複はない。	はい	
公平性	条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正である。	はい	モーターボート及びヨットの海難事故を防止により、海面の利用者の生命、身体及び財産の安全を図ることは、広く県民に効果を及ぼすものであり、効果及びコストの配分は適正である。
	条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。	はい	
	条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていない。	はい	
その他	条例の内容において、県民（団体）、NPO等県以外の主体との連携に配慮している。	該当なし	
	市町等から条文の改正を求める意見を受けていない。	はい	意見は受けていない。
点検・見直し結果	理 由	特 記 事 項	見直しに関する規定の有無
	改正・廃止の必要はない	現在の規定は、要件のいずれをも満たし、改正の必要がないと考える。	無
			有効期限に関する規定の有無
			無